

規制の事前評価書

評価実施日：平成 25 年 4 月 3 日

政策	水防法及び河川法の一部を改正する法律案		
担当課	水管理・国土保全局水政課	担当課長名	藤原 健朗
規制（規制緩和を含む。以下同じ。）の目的、内容、必要性等	<p>① 口法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【関連条項】</p> <p>(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化（水防法第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 2 項、第 15 条の 4 第 2 項 関係）</p> <p>(2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設（河川法第 15 条の 2 関係）</p> <p>(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し（河川法第 23 条の 2 から第 23 条の 4 まで関係）</p> <p>(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設（河川法第 58 条の 1 2 及び第 99 条第 2 項関係）</p> <p>② 規制の目的</p> <p>近年頻発する水害を踏まえ、水防活動及び河川管理をより適切なものとし、その連携を強化するとともに、再生可能エネルギーの普及の促進を図る。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標</p> <p>2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>3 地球環境の保全</p> <p>4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>b 関連する施策目標</p> <p>8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水の処理の確保、下水道資源の循環を推進する</p> <p>9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>c 関連する業績指標</p> <p>32 特に重要な水系における湿地の再生の割合（①（4）関係）</p> <p>72 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率（①（3）関係）</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度</p> <p>32 約 5 割（平成 28 年度）</p> <p>72 100%（平成 28 年度）</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標</p> <p>(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村地域防災計画に定められた地下街等のうち避難確保・浸水防止に係る計画が策定されている地下街等の数 約 720 施設（平成 29 年度）</li> </ul> <p>(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従属発電のための流水の占用について、登録申請から水利権取得ま</li> </ul>		

での期間を1ヶ月とする。(現行の水利権許可に係る標準処理期間は5ヶ月)(平成26年度以降)

④ 規制の内容

(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化(規制の強化・拡充)

市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内の地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。)の所有者等に対し、新たに洪水時の浸水の防止に係る計画の作成、避難の確保及び浸水の防止に係る訓練の実施並びに自衛水防組織の設置及び当該自衛水防組織の構成員等の市町村長への報告を義務付けることとする。

また、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。)の所有者等に対し、避難の確保に係る計画の作成及び訓練の実施並びに自衛水防組織の設置の努力義務を課すとともに当該計画又は当該自衛水防組織の構成員等の市町村長への報告を義務付けることとする。

(2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設(規制の新設)

河川管理者以外の設置する許可工作物等について、その管理者は、点検を含む維持又は修繕に関する技術的基準に従い、良好な状態に保つように維持し、修繕しなければならないこととする。

(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し(規制の緩和)

既許可水利権を利用した従属発電のための流水の占用について、河川管理者の許可に代えて、登録を受けることをもって足りることとする。

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設(規制の緩和)

河川協力団体(河川管理者に協力して河川工事、河川の維持等を適正かつ確実に行うことができると認められてあらかじめ河川管理者の指定を受けた団体)や河川管理者から委託を受けた者が、当該団体の業務又は当該委託を受けた事項を行う際に必要な、工事等の承認、土地の占用の許可、土石以外の河川の産出物で政令で指定したものの採取の許可、工作物の新築等の許可、土地の掘削等の許可等について、河川管理者との協議が成立することをもって、許可又は承認があったものとみなすこととする。

⑤ 規制の必要性

(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化

近年、大雨や台風の強度が増大し、河川氾濫等に伴う都市水害のリスクが増大しており、特に地下街、要配慮者利用施設等において、水害による被害が頻発している。具体的には平成16年の台風22号水害では、東京都内でも古川の氾濫により麻布十番駅の地下3階ホームが水没したほか、横浜でも新田間川と幸川の氾濫により横浜駅西口の歓楽街の地下施設が浸水するなどして、利用者に対する被害も発生しかねない状況となった。また、平成22年の奄美豪雨水害では、住用川の氾濫により高齢者グループホームの利用者が2名死亡するなどの被害も発生した。(=目標と現状のギャップ)

地下街については、不特定多数の者が利用し、かつ、ひとたび浸水す

ると急速に浸水深が上昇するため、地上の通常の建物等と比較して、利用者の安全を確保するには困難が伴う。また、要配慮者利用施設については、高齢者等の利用者が、一般の住民よりも避難に多くの時間を要するため、利用者の安全を確保するには困難が伴う。しかし、近年、豪雨が頻発し、台風の強度が増しているにもかかわらず、依然として、これらの施設の中には、確実に利用者の安全を確保するのに十分な実効性のある措置が講じられていない施設も存在し、これが上記のような被害を招く一因ともなっている。(＝原因分析)

現行法においては、これらの施設に関して、地下街における避難の確保に係る計画の策定・公表等を除いては、特に義務付けがなされていない。とりわけ、これらの施設において確実に利用者の安全を確保するためには、利用者の避難等に係る訓練の実施や自衛水防組織の設置が重要となるが、これらについては何ら義務が課されておらず、また、実際に現場で避難の確保等を行う自衛水防組織への迅速な洪水予報等の伝達も重要になるが、これについても現行法上では何ら規定されていない。加えて、地下街については、ひとたび浸水すると急速に浸水深が上昇するという構造上、利用者の安全を確実に確保するためには、浸水自体を防止する取組が重要となるが、これについても現行法上では何ら義務が課されていない。その結果、利用者の安全を確保するための具体的な取組については、現行法で義務付けられた地下街における避難の確保に係る計画の策定・公表等を除いては、各施設の判断と自主的な取組に委ねられてしまっている。(＝課題の特定)

以上を踏まえ、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者等に対しては、避難の確保等に係る訓練の実施並びに自衛水防組織の設置を義務付け、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者等に対しては、避難の確保に係る計画の策定と、これらの措置について努力義務を課することとする。また、これらの施設において設置された自衛水防組織の構成員等の市町村長への報告を義務付けることにより、当該自衛水防組織へ洪水予報等が直接に伝達されるようにする。更に、上記の地下街等については、避難の確保に係る計画に加えて新たに浸水の防止に係る計画の策定等を義務付けることとする。(＝規制の具体的内容)

## (2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設

社会資本の整備が進み、既存ストックの老朽化が懸念される中、今後の河川管理においては、これまでに整備された河川管理施設、許可工作物の適切な維持管理が重要な課題となっている。こうした中、河川管理者以外の設置した許可工作物等についても、その老朽化により、各河川において重大な水害の発生やその被害の増大を招くおそれが増大している。(＝目標と現状のギャップ)

許可工作物等の多くについて老朽化が進展する中、特に使用の頻度も低いものについては、維持管理に要する費用、労力等の問題もあって、適切な維持管理が行われなまま放置され、洪水時において災害発生を防止するだけの機能が維持されていない施設が多く存在する。(＝原因分析)

現行法においては、許可工作物等の管理者が遵守すべき維持管理に関する基準が設けられておらず、維持管理については管理者の自主的な取組に委ねられている。(＝課題の特定)

許可工作物の管理者は、点検を含む維持又は修繕に関する技術的基準に従い、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕しなければならないこととする。(＝規制の具体的内容)

(3) 従属発電のための流水の占有に関する許可制度の見直し

エネルギー利用に伴う環境問題、特に地球温暖化問題への対応が求められる中、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、再生可能エネルギーの導入の拡大が喫緊の問題となっている。

こうした中、大規模な投資が不要な小水力発電、特に、農業用水など既に許可を受けた取水量の範囲内で行う小水力発電（従属発電）の普及が求められている。（＝目標と現状のギャップ）

上記のような状況を踏まえると、従属発電に係る水利使用許可の手続について、簡素化・円滑化し、更に小水力発電の導入を促進する必要がある。（＝原因分析）

従属発電に係る水利使用であっても、水利使用の申請者は、河川管理者の許可を受けなければならないが、また、申請に対する処分をしようとするときは、関係行政機関との協議等が必要とされている。しかし、従属発電に係る水利使用は、従属元に対する水利使用の許可の際に認められた取水量の範囲内で当該流水を消費することなく利用するにすぎず、下流の流水の使用や河川環境に対して新たな影響が生じることがなく、また、従属元水利使用者の合意に基づき流水を利用するにすぎないなど、水利使用に制約がある。（＝課題の特定）

このような制約にもかんがみ、河川法第23条の特例として登録制を導入することとし、審査内容を緩和し、裁量性の小さい審査を行うとともに、関係行政機関との協議等を不要とする。（＝規制の具体的内容）

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占有許可等の特例の創設

近年、河川の美化活動、湿地の保全等良好な水環境の形成を目指すボランティア活動を行う NPO など、自発的に河川管理に資する活動を行っている民間団体や、河川管理者からの委託を受けて河川管理に属する事項を行っている民間団体は増加しつつあり、河川環境の保全等の河川管理に関わる活動が多く行われているのが現状である。一方、近年、河川管理者にとって、局地的な集中豪雨が増加する中、施設等の整備が進み、管理すべき対象が増加するとともに、環境への国民の意識の高まりもあって、河川環境の整備・保全に関する業務の範囲が増加しつつあり、河川管理に資する活動を行う多様な主体を後押しするとともに、河川管理者の補助的業務の担い手を拡大し、河川管理について、その体制の強化を図っていく必要がある。（＝目標と現状のギャップ）

河川管理に関わる活動を行う民間団体の中には、これまでも河川管理者と連携、協力したり、河川管理者から業務委託を受けるなどして、長期間にわたり河川管理に関する業務に携わってきた民間団体もあるが、このような民間団体が河川管理に資する活動や委託を受けて河川管理に属する事項を行う場合にも、他の者と同様に、河川区域における土地の占有の許可等河川法上の許可等の手続が必要となっている。河川管理に関わる活動を行う民間団体の数が増加し、その活動形態も河川法上の許可等の手続を要するものが増加している中、こうした手続が、円滑にこれらの活動を行う上で妨げとなっている場合もある。（＝原因分析）

長期間にわたり河川管理に関する業務に携わってきた民間団体の多くは、河川管理に悪影響を与えることなく活動を行うことができる能力を有している。また、河川管理者が河川管理に属する事項を委託する場合についても、このような能力を有する者に対して委託を行うこととなる。こうした点を踏まえると、このような能力を有する者としてあらかじめ河川協力団体の指定を受けた者や河川管理者から委託を受けた者については、主体の審査を含む許可等による厳格な手続を経る必要はなく、これらの民間団体が活動を行う上で必要な許可等の手続を簡素化し、その

	<p>活動の円滑化を図ることは、河川管理に資する活動等の促進に資するものである。(＝課題の特定)</p> <p>したがって、あらかじめ指定を受けた河川協力団体が業務を行う場合又は河川管理者から委託を受けた民間団体が委託に係る事項を行う場合、必要とされる河川法上の許可等の規定の適用については、河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可等があったものとみなすこととする。(＝規制の具体的内容)</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>(1) 地下街等の所有者等に避難確保・浸水防止のための措置（浸水防止に係る計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等）を義務付けることとはしない。</p> <p>(2) 許可工作物の維持修繕について、管理者が従うべき基準を定めることとはしない。</p> <p>(3) 既許可水利権を利用した従属発電に係る水利使用については、河川管理者への届出で足りるものとする。</p> <p>(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者の委託を受けた者については占有許可又はそれに代わる手続を不要とする。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用（地下街等の所有者又は管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水防止に係る計画を作成するための費用</li> <li>・訓練を行うための費用</li> <li>・自衛水防組織を設置するための費用</li> </ul> <p>b 行政費用（市町村長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報等の通知のための費用</li> <li>・行政指導（勧告、指示、公表）に要する費用</li> </ul> <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>b 行政費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>(2) 許可工作物等の維持・修繕の基準の創設</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用（許可工作物の管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検を含む維持又は修繕に関する基準に従い、許可工作物等を維持修繕するための費用</li> </ul> <p>b 行政費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可工作物等の維持修繕の基準の策定に要する費用</li> </ul> <p>c その他の社会的費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>なお、当該規制案による義務付けを契機として、管理者によりあらかじめ施設の長寿命化が図られ、最終的には老朽化対策に係る社会的費用が軽減されることも期待できる。</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>b 行政費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> </li> <li>c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 遵守費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録制度の導入に伴い、申請書類等の一部が省略され、現行の許可制度よりも、申請の準備のための費用が減少する。</li> </ul> </li> <li>b 行政費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録制度は、裁量性の小さい審査となるとともに、処分に当たっての関係行政機関との協議等が不要となるため、現行の許可制度よりも審査経費が減少する。</li> </ul> </li> <li>c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul> </li> </ul> <p>② 代替案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 遵守費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> </li> <li>b 行政費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> </li> <li>c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前審査を行うことができないこと等から、不適正な取水等が頻発し、他の水利使用者による水利使用を阻害することによる社会的費用が発生する可能性がある。</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 遵守費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議の資料準備等に要する費用</li> <li>・河川協力団体の指定を申請するための費用</li> </ul> </li> <li>b 行政費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議への対応に要する費用</li> <li>・河川協力団体の指定に要する費用</li> </ul> </li> <li>c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> </li> </ul> <p>② 代替案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 遵守費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川協力団体の指定を申請するための費用</li> </ul> </li> <li>b 行政費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川協力団体の指定に要する費用</li> </ul> </li> <li>c その他の社会的費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> </li> </ul>
<p>規制の便益</p>	<p>(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化</p> <p>① 当該規制案における便益の要素</p> <p>当該規制案により、大規模な豪雨や台風の発生時においても、確実に利用者の安全を確保することができるだけの実効性のある取組が行われることとなる。特に利用者の安全の確保に困難が伴う地下街等や要配慮者利用施設では、人的被害が生じるリスクが高く、また、利用者も多いことから、こうした施設の多くで利用者の安全が</p>

確保されることによりが守られる便益は非常に大きい。

② 代替案における便益の要素

- ・地下街や要配慮者利用施設においても、これまでどおり利用者の安全の確保は施設の所有者等の自主的な取組に委ねられることとなるが、これらの取組には費用や労力を要する一方で、所有者にとって営業上の利益等のメリットはほとんどないことから、取組の大幅な進展は期待できない。

(2) 許可工作物の維持・修繕の基準の創設

① 当該規制案における便益の要素

- ・当該規制案により、洪水時において、許可工作物等の老朽化を原因とする重大な水害の発生やその被害の増大を防止することが可能となる。現在、老朽化が進んでいる許可工作物の数は膨大な数に上っており（注）、ひとたび水害が発生すれば、流域の社会経済に莫大な被害を生じさせるおそれがあり、多くの人的被害も発生しかねないことにもかんがみれば、当該規制案により守られる便益は非常に大きい。

（注）直轄管理河川における許可工作物で設置後40年以上経ているものは、平成23年時点で6,329施設（全体の43%）であり、平成33年には9,481施設（全体の65%）となる。

② 代替案における便益の要素

- ・これまでどおり許可工作物等の維持修繕をその設置者の自主的な取組に委ねることとなるが、維持管理に要する費用、労力等の問題から、多くの許可工作物においては十分な取組が行われない場合もあり得る。特に使用頻度の低い施設については、維持管理が適切でない状態のまま長期間にわたり放置されるおそれがある。今後の更なる老朽化の進展により、老朽化した許可工作物等による重大な水害の発生やその被害の増大のリスクは、ますます高まっていくことから、代替案によっては、上記のような便益が得られない。

(3) 従属発電のための流水の占有に関する許可制度の見直し

① 当該規制緩和案における便益の要素

- ・従属発電のための水利使用について登録制度を創設することにより、許可制に比べて裁量性の小さい審査が行われること、また、処分の際の関係行政機関との協議等が不要になるなど処分手続が簡素化されることにより、処分までの期間が従来よりも短縮し、申請する者の負担も軽減される。

② 代替案における便益の要素

- ・審査の期間がなくなるため、登録申請に比べて手続が簡略化され、水利使用者の負担がより軽減される。

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占有許可等の特例の創設

① 当該規制緩和案における便益の要素

- ・河川管理者の指定を受けた河川協力団体や河川管理者から委託を受けた者の活動を行う際の手続の負担の軽減につながる。河川管理に関わる活動を行う民間団体の数は多数に上っており（注）、環境保全や社会貢献に対する国民の意識の高まりから、今後もその数は増加するものと考えられ、当該規制緩和案による負担の軽減の効果は、これら多くの者に及ぶものである。そして、こうした負担の軽減により、市民団体等の民間団体等の多様な主体の参画を促し、円滑に活動が行われることにより、河川環境の保全等が一層促進される。

	<p>また、河川管理者の補助的業務の担い手を拡大することにより、河川管理体制の強化が図られることとなる。</p> <p>(注) 河川に関する活動を行う民間団体数 2,647 団体 (平成18年)</p> <p>② 代替案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該規制緩和案以上に活動を行う際の手続の負担は軽減される。</li> </ul>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化 当該規制案については、地下街等や要配慮者利用施設の所有者等に、計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置、市町村長への報告等の費用が一定程度発生する。しかし、施設の利用者の安全が確保されることにより守られる便益は非常に大きく、近年、豪雨の頻発、台風の強度が増大する傾向があることや、また、規制の対象施設は多数の利用者が使用するものである一方で、特に利用者の安全を確保するのに困難が伴い、かつ、公的な施設に対象が限定されていることにもかんがみれば、このような費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。</p> <p>一方で、代替案については、災害の被害の軽減を図るという目的を十分に果たすことができず、これを採用することは適当ではない。</p> <p>(2) 許可工作物の維持・修繕の基準の創設 当該規制案については、許可工作物等の管理者に対して、基準に従って許可工作物を維持管理するための費用が発生するが、許可工作物等の適切な維持管理により、流域の社会経済、多くの周辺住民の生命・身体の安全といった非常に大きな便益が守られることのみならず、これを契機として施設の長寿命化のための措置が促されることで、最終的には、老朽化対策に係る社会的費用の軽減も期待できることにもかんがみれば、このような費用は、社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。</p> <p>一方で、代替案については、老朽化が進む許可工作物等について、十分に適切な維持管理が担保されず、便益が得られないため、これを採用することは適当ではない。</p> <p>(3) 従属発電のための流水の占有に関する許可制度の見直し 当該規制緩和案については、従前からの費用の増加はなく、従属発電に係る水利使用の申請者は、処分手続が簡略化されることにより、処分までの期間が従来よりも短縮し、負担が軽減されるので、小水力発電の導入が促進され、もって地球温暖化の防止等の環境保全に寄与することが可能となる。</p> <p>一方、代替案については、手続は登録申請に比べて簡略化し、申請者の負担は大幅に軽減される。しかし、既許可水利権を利用した従属発電のための水利使用であっても、必要最小限の事前審査に係らしめなければ、過去に河川法の規定に違反した者等の参入の排除や、取水量の報告等河川管理上必要な情報の入手が困難となるため、河川管理者による適切な審査・管理ができず、その結果、不適正な取水等により、他の水利使用者の水利使用や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある。また、仮に、このような不適正な取水を行っている事実が判明したとしても、届出制では、水利使用の廃止等を徹底することが困難となり、ひいては社会経済の発展を阻害することとなり、莫大な損害を生じさせるおそれがある。したがって、当該規制緩和案の方が代替案より優れていると考えられる。</p> <p>(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を</p>

	<p>受けた者に対する占用許可等の特例の創設</p> <p>当該規制緩和案によって発生する費用は協議の資料準備等に要する費用（遵守費用）及び協議への対応に要する費用（行政費用）のみであり、従前のように個々の活動の際に逐一主体性の審査を含む許可等の厳格な手続をとらなければならない場合と比べ費用が小さくなるのに対して、多様な主体の参画を通じた河川管理に資する活動等の促進や河川管理者の補助的業務の担い手の拡大による河川管理体制の強化が図られ、費用対便益は向上するものと考えられる。</p> <p>一方で、代替案については、当該規制緩和案以上に負担は軽減されるものとは考えられるが、個々の活動の際、河川区域において行われる行為が河川管理上支障のないものかどうかをあらかじめ確認することができないため、行為の内容によっては河川環境等に悪影響を及ぼす行為が行われるおそれがあり、また、河川管理者による状況把握や監督が十分行き届かないことから、河川管理上不適切な行為が行われていた場合には水害発生時に被害が拡大するおそれもあるため、当該規制緩和案の方が代替案よりも優れていると考えられる。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>本法案は、社会資本整備審議会河川分科会「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会」で審議され、平成25年2月に、以下の通りとりまとめられた「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について（中間とりまとめ）」の内容を踏まえ、作成されたものである。</p> <p>(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化</p> <p>IV 具体的な取組</p> <p>2. 危機対応力の向上</p> <p>(2) 地域の防災力との強固な連携</p> <p>②防災力としての地域住民、民間企業等の役割の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下街、要援護者利用施設、民間企業等に対して、避難確保や浸水防止等、水災による被害軽減や自衛のための対策の促進を図る制度整備を行うべきである。</li> </ul> <p>(2) 許可工作物の維持・修繕の基準の創設</p> <p>IV 具体的な取組</p> <p>1. 安全を持続的に確保するための管理</p> <p>(1) 河川の特質に応じた管理水準の持続的な確保</p> <p>①管理水準の確保に関する河川制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理施設及び許可工作物について、法令に基づいて点検等の適切な維持管理が実施され、必要な管理水準が確保されるようにする制度を、道路法等他法令も参考にして整備するべきである。</li> </ul> <p>(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し</p> <p>IV 具体的な取組</p> <p>3. 資源・エネルギーとしての河川の利活用</p> <p>(1) 資源・エネルギーとしての河川の利活用促進と担い手の拡大</p> <p>①エネルギーとしての流水の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既許可水利権を利用した従属発電のための水利使用について登録制を導入する等により、小水力発電に係る水利使用手続の一層の簡素化・円滑化を図るべきである。</li> </ul>

	<p>(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占用許可等の特例の創設</p> <p>IV 具体的な取組</p> <p>1. 安全を持続的に確保するための管理</p> <p>(2) 管理技術を継承する人づくり、仕組みづくり</p> <p>③地域の安全を支えてきた体制の維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境の整備・保全、生活環境の維持、広報・啓発活動等、河川の管理における役割を期待されている地域の市民団体等について、担い手としての位置付けを明確にする制度整備を行うべきである。</li> </ul> <p>3. 資源・エネルギーとしての河川の利活用</p> <p>(1) 資源・エネルギーとしての河川の利活用促進と担い手の拡大</p> <p>③市民団体等の管理における位置付けの明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境等、河川の管理における役割を期待されている地域の市民団体等について、地域の資源として河川を利活用するニーズの拡大も踏まえて担い手としての位置付けを明確にする制度整備を行うべきである。</li> </ul> <p>また、本法案については、平成24年4月に、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る対処方針」において、以下のとおり閣議決定が行われている。</p> <p>(3) 従属発電のための流水の占用に関する許可制度の見直し</p> <p>「エネルギー分野における規制・制度改革に係る対処方針」(平成24年4月3日閣議決定)</p> <p>20「小水力発電に係る従属発電に関する登録制の導入」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水の水路など既許可水利権の範囲内での従属発電については、河川の流量への新たな影響が少ないことから、従属発電における適正な水利使用を担保する措置、費用負担、従属元である農業用水等の利水者と発電事業者との関係等について整理を行い、手続の簡素化・合理化を図るため、登録制を導入する。(平成24年度検討、可能な限り速やかに措置)</li> </ul>
<p>事後評価又は事後検証の実施方法及び時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策チェックアップ(毎年度)及び事後検証シート(平成30年度)により検証する。施行後おおむね5年間を分析対象期間とする。</li> <li>・本法案においては、規制の見直し条項を設けており、施行後5年を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。</li> </ul>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>(1) 地下街等の所有者等による避難確保・浸水防止のための措置の強化</p> <p>本規制の導入により、地下街等や要配慮者利用施設のほとんどで、利用者の安全を確保する上で有効な取組みが行われることになるものと考えられる。また、特に、地下街等に関しては、計画が策定されていない場合については、市町村長は所有者等に対して策定を指示し、従わなかった場合にその旨を公表できることとしており、これにより計画の策定の義務付けの実効性を担保している。こうした取組により、確実に利用者の安全が確保されることが期待できることから、本規制は、災害による被害を軽減する上で有効なものである。</p>

(2) 許可工作物の維持・修繕の基準の創設

許可工作物の管理者等は、点検を含む維持・修繕の基準に従った許可工作物等の管理が義務付けられ、これは河川管理者による監督処分等により確実に担保されることとなる。こうした措置により、老朽化が進んでいる許可工作物等について、維持修繕が迅速に適切かつ確実に実施され、許可工作物等の老朽化による重大な水害の発生や被害の増大を未然に防止することが可能となる。したがって、本規制は、水害を防止し、減災を推進する上で有効なものである。

(3) 従属発電のための流水の占有に関する許可制度の見直し

許可制度の見直しにより、既許可水利権を利用した従属発電に係る水利使用の手続が簡素化され、現行の許可制度における申請から許可までの標準処理期間が5ヶ月であったのと比べて、登録制度においては標準処理期間は1ヶ月にまで短縮されることなどにより、申請者の負担は大幅に軽減されることとなる。したがって、本規制緩和は、小水力発電の導入の促進の効果を十分に期待でき、地球温暖化の防止等の環境保全に資する有効なものである。

(4) 河川管理者の指定を受けた河川協力団体及び河川管理者から委託を受けた者に対する占有許可等の特例の創設

占有許可等の特例が適用されることにより、許可等の場合に必要とされる一部の申請書類等の準備が不要となるとともに、許可等の際に行われている主体性の審査が行われないことにより審査等の期間を短縮することも期待できる。こうした手続の負担の軽減は、環境保全や社会貢献に対する国民の意識の高まりの中で、河川管理に資する活動への参画を後押しする点で有効なものである。

以上のことから、水防活動及び河川管理のより適正な実施及びその連携の強化が図られるとともに、再生可能エネルギーの普及の促進が図られる観点から、本法案による規制は有効である。